

# 選 択 約 款

業 務 用 契 約 （ 給 湯 設 備 ・ 厨 房 設 備 ）

2 0 2 2 年 9 月 1 日

出 雲 ガ ス 株 式 会 社

## 目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	3
9. 需給契約の精算額	4
10. 名義の変更	4
11. 契約の変更または解消	4
12. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額	5
13. その他	5
付 則	
1. 実施期日	6
2. 本約款の実施に伴う切り替え措置	6
(別 表)	
1. 料金及び消費税相当額の算定方法	7
2. 料金表	8

### 1. 目 的

この選択約款は、業務用需要における給湯設備、厨房設備の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的利用及び効率的な事業運営に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとします。

## 3. 用語の定義

- (1) 「給湯設備」とは、エネルギー源として、ガスを使用する給湯器または、ボイラーをいいます。（暖房専用熱源機は除く）
- (2) 「厨房設備」とは、エネルギー源として、ガスを使用する調理用機器をいいます。
- (3) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (4) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「契約年間取引量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引き取らなければならない使用量をいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に、地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。その計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (8) 「消費税率」とは消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。

## 4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込みいただくことができます。

- (1) 契約年間使用量が2,000立方メートル以上であること。
- (2) 業務用に給湯設備、厨房設備のガス利用設備を使用すること。
- (3) 給湯設備、厨房設備のガス使用量を計量する専用のガスメーターを設置されること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の80パーセント以上であること。

## 5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供

給条件を定めた需給契約を締結していただきます。

- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込まれる場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更される場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示していただき、当社はその使用契約に基づき、同一業種における、設備の使用状況、お客さまの過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
- ① 契約年間使用量
  - ② 契約年間取引量
  - ③ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議の無い場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これに倣うものといたします。
- (4) この選択約款を契約されたお客さまが、その契約期間満了前に解約された場合、あるいは、お客さまの契約期間のご使用量が適用条件を満たさなかった場合には、当社は下記の期間、本約款の申し込みを承諾いたしません。ただし、設備の変更または建物の改築等のため一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (5) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) この選択約款の適用条件を満たさなくなった場合は、その申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、今回の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、今回の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

## 7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表（料金表の基本料金、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

## 8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1のとおりといたします。

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.085 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.085 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算定によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格(トン当たり)

78,780円

②平均原料価格(トン当たり)

別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9730 \\ &+ \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0292 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は当社に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位

の金額といたします。

(算 定)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき  
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

## 9. 需給契約の精算額

需要契約に関する精算額は、契約年間引取量未達精算額とし、当社は、当該精算額（消費税等相当額を含みます。）を、未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

### (1) 契約年間引取量未達精算額

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間取引量に満たない場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

$$\begin{array}{l} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \\ \text{未達精算額} \end{array} = \left\{ \begin{array}{l} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right\} \times \left( \begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定める} \\ \text{契約月別使用量に各月} \\ \text{の単位料金を乗じたも} \\ \text{のの合計額を契約年間} \\ \text{使用量で除し、少数点} \\ \text{以下第3位を四捨五入} \\ \text{した額} \end{array} \right)$$

## 10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

### 11. 契約の変更または解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは、2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合および第9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含む。）には、契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

#### 1.2. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額

契約期間中において生じた契約の解消が、1.1(1)によるものであって当社がやむを得ないと判断した場合以外、若しくは1.1(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

$$\begin{array}{l} \text{契約中途} \\ \text{解消精算額} \end{array} = \left( \begin{array}{c} \text{解約日の翌月から} \\ \text{契約終了日までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right)$$

#### 1.3. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款および工事約款を適用いたします。

付 則

## 1. 実施期日

この選択約款（以下「本選択約款」といいます。）は、2019年10月1日から実施いたします。

## 2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、本選択約款の変更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)



## 1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月につき	6,160.00円
--------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	172.35円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。